税務手続の電子化に向けた具体的取組(国税)

- 経済社会のICT化等を踏まえ、<u>納税者利便を向上</u>させつつ、 <u>税務手続に係るデータ活用を推進</u>。
- 働き方の多様化(副業•兼業、雇用的自営の増加等)が進み、<u>税務手続を行う者の増加・多様化</u>が見込まれる中、 ICTの活用等を通じて、すべての納税者が<u>簡便・正確に申告等を行うことができる納税環境</u>を整備する。
- <u>官民を含めた多様な当事者が*デー*タをデータのまま活用・円滑にやり取り</u>できる姿を実現し、<u>官民あわせたコスト</u> の削減、企業の生産性向上を図る。
- そのため、以下に掲げた取組を<u>スピード感をもって進める</u>。各取組の具体的な内容(イメージ)等は以下の通り。 0
- <u>◎を付した取組</u>は、財務省・国税庁において(所要の税制改正・予算措置等を前提として)実施できる施策。これら こついては、原則すべて今後数年間(概ね2~3年間程度)で実現を図る。
- <u>☆を付した取組</u>は、実施にあたり関係省庁等の協力(省庁横断的な検討作業、マイナポータルの整備・活用等)が <u>必要となる施策。 それらの進捗を踏まえ、 財務省・国税庁としてもタイムリーかつ積極的に取組を進める</u>。

1. 個人 (所得税関係)

参考	・スマートフォンの世 帯保有率 71.8%(28年) (総務省「通信利用動向調査」)	・所得税確定申告者 2,151万人(2 ^{7年分)} ・所得税の電子申告 利用率 52.1%(2 ^{7年度)}
今後の取組(イメージ)	 ○ 特にニーズの強い基本的な申告の類型について、スマート フォン等からの電子申告を実現。(H31.1) ⇒ その後も、「スマホ申告」の対象範囲を随時拡大。基本的にスマートフォン等で手続が完結する仕組みを目指す。 	 ○ 本人確認に基づき発行された D・PWのみ(マイナンバーカードなし) でe-Tax利用可能に。(H31.1) ※また、マイナンバーカードを用いる場合には、e-TaxのID・PWを省略可能になけ、 技術の進展や情報セキュリティに係る政府方針等を踏まえ、一層の利便性向上を図る。
現状	スマートフォンに よる電子 申告は 未対応	ID・パスワード (PW)に加え、マイナンバーカード・ICカードリーダライタによる本人表別を本人を表別を表別と、大型を表別を表別と、大型によるを大いとは、大談記が、必要
皿	「スマホ申告」の実現	e-Taxの認証 手続の簡便 化

参	・医療費控除の申告者数 715万人(27年分) ・年末調整を行った給与所得者 4,348万人(27年分) ※このうち、生命保険料控除適用 3,123万人 地震保険料控除適用 3,23万人 代码 730万人 供給与所得の源泉徴収養務者数 354万者(29年6月末)	 所得稅確定申告者 2,151万人(27年分) ・国民年金第1号被保 酸者数 1,668万人(27年) 国稅当局 雇用主 (源泉徴収 義務者)
今後の取組(イメージ)	 ○ 保険者の医療費通知データを活用し、簡便に医療費控除 申告を行う仕組みを整備。(H30.1) (注) 実施可能な医療保険者から設階的に実施 放基本的にオンラインで完結する仕組みを整備。 (注) 実施可能な控除関係機関(保険会社・銀行等)⇒ 被用者⇒雇用者という情報の流れを電子化。<u>年末調整手続 が基本的にオンラインで完結</u>する仕組みを整備。 (注) 実施可能な控除関係機関や雇用者(源泉廠収養務者)から段階的に実施 ・被用者: PCやスマホ等による手続が可能に。 ・被用者: PCやスマホ等による手続が可能に。 ・雇用者: 書面を確認・保管する事務負担が軽減。 な 将来的には、マイナポータル等において、必要な情報を 元的に確認し、活用することができる仕組みを検討。 な マイナポータル等を通じて、納税者個々のニーズにあった カスタマイズ型のタイムリーな情報配信を行う方策を検討。 	ウィナポータルにより、国税・地方税・年金等の手続の <u>オン</u> ・ロンストップ化を推進。 確定申告・年末調整手
		w 100 0 40 数
現状	を記して、 を記し、 をのむ)は、各組 中国の一部を一部を 中田の一部を 中の一部を 中の一部を 中の一部の 中の一部を 中の一の 中の一の 中の一の 中の一の 中の一の 中の一の での でいる でいる でいる	税、年金等の手続を個別に実施 は (イメージ)
四種	確 年 会 会 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記	手続のワン ストップ化 調料

2. 法人(法人税関係)

ないくない・1	はく、こなくともにおい形し		
皿	現状	今後の取組(イメージ)	参考
電子申告の普及促進	電子 申告の普及は 道半ば ICTで作成された申 告データが必ずしも データのまま提出さ れていない	 ◎ e-Taxシステムの機能改善、提出書類の簡素化、電子署名の簡便化等を着実に実施。 ◎ 大法人は、法人税等の電子申告を義務化。 ◎ 中小法人は、未利用者や税理士への利用勧奨等を行い、電子申告利用率を85%以上に引上げ。(H31年度迄)⇒ 将来的に、ICT環境等を勘案しつつ、中小法人にも電子申告を義務化し、電子申告利用率100%を目指す。 	 ・大規模法人※ 3万社(29年6月末) ※国稅局調查銀所管法人(原則、 資本金が1億円以上の法人) ・大規模法人の電子 申告利用率 52.1%(27年度) ・その他の法人 305万社(29年6月末) ・その他の法人の電子 105.5%(27年度)
法人設立関係手続のオンライン・フィン・フィン・フィン・フィン・フィン・フィン・フィン・フィン・フィン・フィ	法人設立にあたり、 国税・地方税・社会 保険等の各手続を 個別に実施	 ⑤ 国税・地方税の法人設立関係手続について、申請データの一括作成・電子的提出の一元化を実現。(H31年度) ☆ さらに、社会保険・登記を含むすべての法人設立関係手続について、オンライン・ワンストップ化。 	・法人設立届の提出 件数 14万件(27年度)
	現状(イメージ)	一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・	



・データをデータのまま提出しやすい環境を整備。利便性を高めe-Tax利用を促進。 ・行政機関間のデータ連携を進め、情報提出の重複を削減(ワンスオンリー化)。

·e-Taxを利用しない場合、書面で手続。税務当局は入力・読取(再データ化)して処理。・国・地方に同じ情報を提出することもある。

(注)地方税から国税に情報提供 が行われるケースもある。

e-Tax

税務署

データ連携

布後所

会社

法人共通)
\prec
渋
•
\prec
(個人
毛
0
かの街
- 1
•
က

参	 法人設立届の提出 件数 14万件(27年度) 住宅ローン控除(初年度分)※の申告者数 ※登記事項証明書(不動産)の添付を要する 56万人(27年分) 	・電子帳簿等保存制 度の利用件数 約19万件(29年6月末)	・窓口での現金等による納付※ 金融機関 72.0% 税務署 3.6% ※国税の謝付全体に占める割合 (件数ペース)(28年度) ・個人消費に占める 現金等による支払 49.5%(27年度)
今後の取組(イメージ)	○☆ 国税・地方税の法人設立手続等の電子的提出一元化、法務省との不動産登記情報のデータ連携等を進め、情報提出の重複を削減(ワンスオンリー化)。	◎ 電子帳簿等保存制度の利用を促進し、 <u>事業者の文書</u> <u>保存に係る負担を軽減</u> 。	◎ 地方税の電子納税のインフラ整備とあわせ、国税の納付も利便性を向上。国税・地方税の納付のキャッシュレス 化を推進し、現金納付に伴う手続負担を軽減。
現状	データ連携が十分でない場合、各機関に同じ情報を繰り返し提出する必要	電子帳簿を利用しない場合、ICTで作成・管理する帳簿書類を書面で保管する必要	現金納付が依然多いい 現金納付の場合、納 税者は金融機関や 税務署に赴き納付を
皿	行政機関間 のデータ連 携拡大	電子 保存制 利用促催 の	数付の キャジンュレ ス化描編

税務手続の電子化:取組の全体像・スケジュール(イメージ)

- また、官民を含めた多様な当事者が<u>データをデータのまま活用・円滑にやり取り</u>できる姿を実現し、<u>宜民あわせたコストの削減、企業の</u> 働き方が多様化し、申告者が増加・多様化する中、ICTの活用等を通じ、全ての納税者が<u>簡便・正確に申告等を行える納税環境</u>を整備。 経済社会のICT化等を踏まえ、<u>納税者の利便を向上</u>させつつ、 <u>税務手続に係るデータ活用を推進</u>。 <u>生産性向上を図る。そのため、以下に掲げた取組をスピード感をもって進める。</u> 0
- <u>◎の取組</u>は、財務省において(所要の税制改正等を前提として)実施可能。<u>原則全て今後数年間(概ね2~3年間程度)で実現を図る</u>。
- <u>☆の取組</u>は、実施にあたり関係省庁等の協力(省庁横断的な検討作業、マイナポータルの整備・活用等)が必要。その進捗を踏まえて、 タイムリーかつ積極的に取組を進める。

◎スマホ申告の実現(H31.1~段階的に対象範囲拡大)

- ◎ID・PWのみ(またはマイナンバーカードのみ) た e-Tax利用可能(H31.1~)
- ◎医療費控除の申告における医療費通知データの活用 (H30.1~段階的実施)
- ◎年末調整が基本的にオンラインで完結する仕組みの整備 (被用者:PC・スマホ等での手続の実現、 雇用者:書面確認・保管の負担軽減)

☆マイナポータル等で確定申告・年末調整に 活用する仕組みの整備(将来的課題) 必要な情報を一元的に確認し

な技術の進展や政府方針等を踏まえた e-Taxの認証手続の一層の利便性向上 なマイナポータル等を通じたカスタマイズ型情報配信 なマイナポータルによる税、年金等の手続の **ナソレイン・レソストップ** 化

☆社会保険・登記を含む全法人設立関係手続の **ナソレイン・ロンストップ** 代

◎電子申告の普及促進(大法人:e-Tax義務化、 中小法人:e-Tax利用率85%以上・将来的に義務化)

法人 (法人规

関係)

◎国税・地方税の法人設立関係手続の **オンしイン・ロンストップ化** (H31年度)

◎☆行政機関間のデータ連携拡大(情報提出の重複削減(ワンスオンリー化))

◎納付のキャッシュレス化推進(現金納付の手続負担軽減)

◎電子帳簿の普及促進(文書保存の負担軽減)

法 注 河

(所得税

関係)